

施設・イベント等の対応について

政府が発令した緊急事態宣言を受け、緊急事態宣言が発令されている期間、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用、換気、消毒等の感染症予防対策を徹底した上で、令和3年1月8日から2月7日まで以下のとおり対応します。

ただし、1月11日までの期間は、周知期間として、弾力的に運用します。

今後の対応については、遅くとも2月5日(金)までにお知らせします。

今後の動向に応じて、期間や内容を精査します。

1. 市立施設について

次の施設について利用時間を制限します。

	施設	利用時間の変更	(参考) 現在の開館時間
1	男女共同参画センター(研修室) 市民協働インフォメーションルーム	17:00 閉館	9:00～21:00 (土曜) 9:00～17:00
2	コミュニティセンター 公民館	17:00 閉館 ※既予約分のみ 20:00 まで	9:00～21:00 中央公民館のみ 7:00～22:00
3	図書館	17:00 閉館	中央図書館 9:00～20:00 東習志野図書館 新習志野図書館 谷津図書館 9:00～17:00 (土曜) 9:00～19:00



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

	施設	利用時間の変更	(参考) 現在の開館時間
4	文化ホール ※市民ホールも同対応	17:00 閉館 ※ただし、既にチケット販売 や事前予約が行われて いる場合は対象外とす る。 一律入場定員 50%	9:00～21:30
5	スポーツ施設 ※中央公園体育館も同対応 ※トレーニングルーム含む	17:00 閉館 ※既予約分のみ 19:00 まで	9:00～21:00 一部例外有
6	富士吉田青年の家	対象地域からの新規利用 受付停止	9:00～
7	学校開放事業	土曜日は 17:00 まで	9:00～17:00 日・祝 9:00～21:00 土
8	ふじさきふれあいセンター	17:00 閉館 ※既予約分のみ 20:00 まで	9:00～21:00
9	東習志野8丁目会館	17:00 閉館 ※既予約分のみ 20:00 まで	9:00～21:00

また、現在施設の一般利用を休止している、老人福祉センターさくらの家及び、高齢者福祉センター芙蓉園につきましても、緊急事態宣言が発令されている期間、現在の対応を延長します。

2. 本市が主催(共催)するイベントについて

当面の間、不特定多数の参加者が見込まれるイベントについては中止とします。

参加者が特定できるイベントについては、必要な感染予防対策を徹底します。

なお、不要不急の外出の自粛が要請されている 20 時以降については開催しません。

3. 本市が開催する会議等について

当面の間、実施条件に注意して開催します。なお、不要不急の外出の自粛が要請されている 20 時以降については、感染症対策等必要なものは除き、開催しません。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話 047-453-9211(直通)

